

不納付加算税制度の取扱い

Q : 源泉徴収した税金を納付し忘れたという場合はどのような取扱いがされますか？

A : 原則的には不納付加算税が課せられますが、一定の場合には課せられないこととなっています。

【解説】

源泉徴収した国税を、その法定納期限までに完納しなかった場合は、原則として、納税の告知にかかる税額等に10%の割合を乗じて計算した不納付加算税が課せられます。

しかし、今年度の税制改正で、無申告加算税について法定申告期限内に申告する意思があったと認められる場合には、加算税を適用しないとする制度が創設されたことに併せて、不納付加算税制度についても、これと同様の制度が創設されました。

具体的には、源泉徴収した国税を納税の告知を受けることなくその法定納期限後に納付した場合において、次のいずれもの要件を満たし、かつ、その納付に係る源泉徴収による国税が法定納期限から1ヶ月を経過する日までに納付されたときは適用しないとされました。

- ① 納付に係る法定納期限の属する月の前月の末日から起算して1年前までの間に法定納期限が到来する源泉徴収による国税について納税の告知を受けたことがない場合
- ② ①の期間に納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された事実がない場合

